



平成 28 年 10 月 26 日

各位

上場会社名 新日本理化株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員
藤本 万太郎
(コード番号 4406 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
石野 淳
(TEL. 06-6202-6598)

(継続開示) 厚生年金基金の解散に伴う特別損失に関するお知らせ

平成 27 年 2 月 23 日『厚生年金基金の解散の方針決議に関するお知らせ』にて開示しましたとおり、当社および連結子会社 1 社が加入する「日本界面活性剤工業厚生年金基金（以下、「同基金」という）」は、平成 27 年 2 月 20 日の代議員会において解散方針決議を行い解散申請の手続きを進めておりましたが、平成 28 年 10 月 25 日同基金の代議員会で特例解散の決議がなされ、近日中に関東信越厚生局に特例解散の申請を行なうことになりました。

同基金の特例解散申請の認可予定日は、平成 29 年 1 月中としており、認可日時点の代行部分の積立不足額は現時点では確定されませんが、平成 28 年 9 月 30 日時点の合理的に算出された積立不足見込み額が明らかになりましたので、この積立不足見込み額にもとづく当社の負担分を平成 29 年 3 月期第 2 四半期の特別損失として計上することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 解散に伴う費用の発生と業績に与える影響について

平成 28 年 9 月 30 日現在の代行部分の積立不足見込み額 3,718 百万円に、同基金の規約にもとづく当社グループの負担割合 8.52% を乗じた 316 百万円を平成 29 年 3 月期第 2 四半期の特別損失として計上いたします。

代行部分の積立不足額の確定は、同基金の清算終了時（平成 30 年 6 月頃の見込み）になりますが、積立不足見込み額と大きく乖離することはないとの説明を同基金より受けております。確定した積立不足額により算出される当社の負担額と今回の計上額の差異が開示基準に抵触する場合には、改めてお知らせいたします。

なお、平成 29 年 3 月期の業績予想につきましては、他の要因も含め修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

以上